

大通り公園1区～3区リニューアル事業公募設置等に係る特定公園施設譲渡仮契約書 (案)

譲渡人 ○○○○（以下「甲」という。）と譲受人 横浜市（以下「乙」という。）とは、両者間で令和○年○月○日に取り交わした「大通り公園1区～3区リニューアル事業公募設置等に係る基本協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、次の条項により、大通り公園1区～3区リニューアル事業公募設置等に係る特定公園施設譲渡仮契約を締結する。

ただし、この仮契約は、横浜市議会の議決を得たときは、何らの手続をすることなく本契約となるものとする。

（譲渡物件）

第1条 甲が乙に譲渡する物件（以下「譲渡物件」という。）は、別添「特定公園施設図面」のとおりである。

（所有権の移転）

第2条 譲渡物件の所有権は、令和○年○月○日に、甲から乙に移転する。ただし、甲及び乙は、協議により所有権の移転日を変更することができるものとする。

（譲渡物件の引き渡し）

第3条 甲は、令和○年○月○日に、譲渡物件を現状有姿のまま、乙に引き渡す。ただし、甲及び乙は、協議により譲渡物権の引き渡し日を変更することができるものとする。

（契約不適合）

第4条 乙は、前項の期日までに譲渡物件の種類、品質又は数量に関し、協定書、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に適合しなくなったときは、甲に対して相当の期間を定めてその修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

（譲渡物件に係る乙の費用負担）

第5条 譲渡物件に係る乙の費用負担は、○○円とし、甲が第3条により譲渡物件を乙に引き渡した後、甲からの請求に基づき支払う。

（契約の費用）

第6条 この契約の締結に要する費用は、甲の負担とする。

（本契約の変更）

第7条 この契約の変更については、甲及び乙の書面による同意をもってのみこれを行うことができる。

（裁判管轄）

第8条 この契約に関して紛争が生じたときは、横浜地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

（協議）

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

令和〇年〇月〇日

(甲) 〇〇市〇〇町〇丁目〇番  
〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

(乙) 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市  
横浜市長 山中 竹春 印